西村あさひ法律事務所

UAE における法人税の導入(3)

中東ニューズレター 2023 年 3 月 27 日号

執筆者:
E-mail 森下 真生 E-mail 羽野島 章泰

1. UAE における法人税の導入

2023 年 1 月 30 日付のニューズレター(以下、「第 1 回」と言います。)で紹介したとおり、アラブ首長国連邦(以下、「UAE」と言います。)では、2022 年 10 月 10 日に連邦法人税法(Federal Decree-Law No. 47 of 2022 on the Taxation of Corporations and Businesses)(以下、「法人税法」と言います。)が公布され、その 15 日後に施行されました。

引き続き、閣議決定(Cabinet Decision)により定められるとされ、詳細が明らかになっていない点も多いものの、本号では課税所得、その計算方法(基本原則)及び小規模企業向け減税措置について説明します。

2. 課税所得

(1) 居住者

居住者[1]である法人は、UAE 国内及び国外から得られる所得に対して法人税が課されます(12 条 1 項)。居住者である自然人は、当該自然人が UAE で行っている事業[2]及び事業活動[3]に関連し、UAE 国内及び国外から得られた所得に対して法人税が課されます(同条 2 項)。

但し、国外で得られる所得については、当該国との間の二重課税回避のための取り決めに留意する必要があります。例えば、日本と UAE との間の取り決めである所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約(以下、「租税条約」と言います。)においては、一方の締結国の企業の利得に対しては、一方の締結国の企業が他方の締結国内にある恒久的施設[4](以下、「PE」と言います。)を通じて当該他方の締結国内において事業[5]を行う場合には、当該一方の締結国の企業の利益のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締結国において租税を課することができるとされています(租税条約 7 条 1 項)。つまり、居住者である法人の日本国内の PE を通じて行われた事業により生じた利益については日本により課税され、当該課税額は UAE の課税額から控除されることになります(租税条約 22 条 2 項)。

---

1 法人税法上、居住者は、①UAE で設立された法人(フリーゾーン法人を含みます。)、②UAE において実質的に運営及び管理されている外国で設立された法人、③UAE で事業(Business)又は事業活動(Business Activity)を行う自然人及び④その他閣議決定で定められる者と定義されます(11 条 3 項)。

2 法人税法上、事業(Business)は、定期的、継続的且つ独立的に行われるあらゆる活動を言い、工業的、営業的、農業的、職業的、専門的なサービス、採掘活動又はその他の有形、無形の資産の使用に関するあらゆる活動を含むと定義されます(1 条)。

3 法人税法上、事業活動(Business Activity)は、事業の過程で行われるあらゆる取引若しくは活動又は一連の取引若しくは活動と定義されます(1 条)。

4 租税条約上の恒久的施設(PE)の定義が法人税法上の定義と異なる点があることにつき、第 1 回をご参照ください。

5 ここで言う事業は租税条約上の事業であり、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含むとされています(租税条約 3 条 1 項(l))。

© Nishimura & Asahi 2023

(2) 非居住者

非居住者[6]については、以下の所得が法人税の対象となります(12 条 3 項)。

① UAE における PE[7]に帰属する所得
② UAE 源泉所得(State Sourced Income)
③ UAE におけるネクサス[8]に起因する所得

第 1 回で説明したとおり、①居住者から得た所得、②非居住者の UAE における PE に関連又は起因して生じて非居住者から得た所得、③その他 UAE 国内の活動、資産、投資資本、権利又はサービスから発生又は派生した所得については、UAE 源泉所得とされます(13 条 1 項)が、以下の所得は、UAE 源泉所得に含まれるとされています(13 条 2 項)。

- UAE 国内における商品の販売による所得
- UAE 国内で提供、利用又は利益享受される役務の提供による所得
- 契約の全部又は一部が UAE 国内で履行又は利益享受される限りにおける当該契約から得られる所得
- UAE 国内の動産又は不動産からの所得
- 居住者の株式又は資本の処分による所得
- 知的財産又は無形財産の UAE 国内での使用若しくは使用権又は使用許可による所得
- 以下のいずれかに該当する利息
  - ✓ 融資が UAE 国内に所在する動産又は不動産を担保として行われている
  - ✓ 借入人が居住者である
  - ✓ 借入人が UAE の政府団体である
- 以下のいずれかに該当する場合の保険料又は再保険料
  - ✓ 被保険資産が UAE 国内に所在する
  - ✓ 被保険者が居住者である
  - ✓ 被保険行為が UAE 国内で行われている

3. 課税所得の計算方法(基本原則)

(1) 基本原則

それぞれの課税対象者の課税所得は、UAE で受け入れられている会計基準に従って財務報告用に作成された適切な独立した財務諸表に基づいて、個別に決定されるものとされています(20 条 1 項)。

各課税期間(Tax Period)[9]の課税所得は、その期間の会計所得(Accounting Income)とし、該当する範囲において、以下の調整を行うものとされています(20 条 2 項)。なお、会計所得(Accounting Income)とは、財務諸表における当該課税期間の純利益又は純損失を言います(1 条)。

- 未実現利益又は損失(20 条 3 項)
- 非課税所得(7 章)
- 救済措置(8 章)
- 控除(9 章)
- 関係者及び関連者との取引(10 章)
- 欠損金の救済措置(11 章)

---

6 非居住者とは、居住者に該当しない者で、①UAE に恒久的施設(PE)を有する者、②UAE 源泉所得を得る者、又は③UAE に閣議決定で定められるネクサス(nexus)がある者のいずれかに該当する者と定義されます(11 条 4 項)。

7 PE の定義については、第 1 回をご参照ください。

8 ネクサスの定義については、第 1 回をご参照ください。

9 1 つの Tax Return の提出が要求される期間と定義されています(1 条)。課税対象者が財務諸表において異なる期間(12 ヶ月)を採用しない限り、1 月 1 日から 12 月 31 日までを指すものとされています(財務省(Ministry of Finance)が発表している法人税に関する Q&A(https://mof.gov.ae/corporate-tax-faq/) B. Scope and rate 25 番)。

© Nishimura & Asahi 2023

- 閣議決定により定められる適格事業活動(Qualifying Business Activity)に対する優遇措置又は特別救済措置
- 課税所得を決定する際に考慮されなかった収入又は支出で閣議決定により定められるもの
- その他財務大臣が定める調整

(2) 未実現利益又は損失

該当課税期間の課税所得の計算のために、財務大臣が定める条件に従い、発生主義(actual basis)により財務諸表を作成する課税対象者は、以下の事項に関して実現主義(realisation basis)による損益を考慮することを選択できるとされています(20 条 3 項)。発生主義及び実現主義とは、いずれも法人税法上定義されていませんが、一般的に、前者は現金の入り、払いに拘わらず取引発生時点で収益及び費用を認識する計算方法、後者は現金の入り、払いの事実に基づき収益及び費用を認識する計算方法を言います。

- 適用される会計基準において、公正価格又は減損会計の対象となる全ての資産及び負債、又は
- 課税期間の末日において資本勘定で保有する全ての資産及び負債(収益勘定で保有する全ての資産及び負債に関連して発生した未実現損益を考慮する)

「資本勘定で保有する資産」とは、取引を行わない資産、減価償却の対象となる資産、又は適用される会計基準において有形固定資産、投資不動産、無形固定資産、その他の固定資産として扱われる資産を言います(同条 4 項(a))。
「資本勘定で保有する負債」とは、9 章に基づく損金算入が認められない負債、又は適用される会計基準により固定負債として扱われる負債を言います(同項(b))。
「収益勘定で保有する資産及び負債」とは、資本勘定で保有する資産及び負債以外の資産及び負債を言います(同項(c))。
「未実現損益」には未実現為替差損益が含まれるとされています(同項(d))。

(3) 財務大臣が定める条件

財務大臣は、20 条 1 項及び 3 項の規定にかかわらず、以下について定めることができるものとされています(20 条 5 項)。

- 現金主義会計(cash basis accounting)を用いて財務諸表を作成することができる状況及び条件
- 課税期間の課税所得を算定するために適用される会計基準に対する調整
- 適格事業活動の課税所得算定のための異なる基準

(4) 現金主義会計から発生主義会計への変更

課税対象者は、財務大臣が定める条件に従い、連邦税務局に対し、会計処理方法について、申請日が属する課税期間又は将来の課税期間のはじめより、現金主義から発生主義(actual basis)に変更する申請をすることができます(20 条 6 項)。

(5) 法人税法と会計基準の関係

法人税法と適用する会計基準との間で矛盾が生じる場合、その限りにおいて法人税法が優先します(20 条 7 項)。

4. 小規模企業向け減税措置

(1) 要件

前回説明したとおり、AED375,000 未満の課税所得に対する税率は 0 パーセントですが、これに加え、居住者たる課税対象者は、以下の要件をいずれも満たした場合、課税所得を有しないものと扱われる選択をすることができます(21 条 1 項)。
① 対象の課税期間及び前課税期間の収益(revenue)が財務大臣の定める額を超えないこと
② 財務大臣が定めるその他の条件を満たすこと
上記①の財務大臣の定める額及び上記②の財務大臣が定めるその他の条件は未発表で、その内容は明らかになっていません。
財務省(Ministry of Finance)が発表している法人税に関する Q&A B. Scope and rate 30 番によれば、収益(revenue)は、課税期間中の棚卸資産や不動産の販売、サービス、ロイヤリティ、利息、プレミアム、配当及びその他の金額からなる、あらゆる種類

Ⓒ Nishimura & Asahi 2023

の費用や支出を差し引く前の総収入を言います。販売又はサービスによる収入の場合、総収入とは、販売した商品の原価又はサービスの原価を差し引かない販売又はサービスによる総収入を意味します。

(2) 適用除外

小規模企業向け減税措置が適用される場合、当該課税所得者に対して、以下は適用されません(21 条 2 項)。

- 非課税所得(7 章)
- 救済措置(8 章)
- 控除(9 章)
- 欠損金の救済措置(11 章)
- 移転価格の文書化(55 条)

(3) 連邦税務局による確認

連邦税務局は、小規模企業向け減税措置の要件が充足されていることを確認するために必要な措置を講じることができ、また、課税対象者に対して関連する情報又は記録を所定の期間内に提出させることができます(21 条 3 項)。

Ⓒ Nishimura & Asahi 2023

中東関連イベント情報

UAE ウェブ法律相談
当事務所によるウェブを通じた日本語無料法律相談(30 分程度)を実施いたします。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、こちらまでご連絡下さい。

トルコウェブ法律相談
当事務所とトルコの現地法律事務所によるウェブを通じた無料法律相談会(30 分程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所により、回答可能な場合は、日本語で対応いたします。また、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、こちらまでご連絡下さい。

その他中近東各国ウェブ法律相談(バーレーン、カタール、イスラエル、エジプト)
当事務所と各国現地法律事務所によるウェブを通じた無料法律相談会(30 分程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所により、回答可能な場合は、日本語で対応いたします。また、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、こちらまでご連絡下さい。

イスラエル事業環境個別ウェビナー
イスラエル法律事務所によるウェブを通じたイスラエル事業環境に関する無償プレゼンテーション(30 分から1時間程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所にて適宜日本語の補足を行うことは可能です。ご希望者は、こちらまでご連絡下さい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター 配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 E-mail

© Nishimura & Asahi 2023